

公 示 送 達 書

下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当徴収課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 9月 11日

兵庫県伊丹市長 中田 慎也

番号	書類を發した日	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	令和8年8月18日	伊財税徴S第4587号 差押調書(謄本)債権	中嶋 誠
2	令和8年9月11日	令和8年度市県民税・森林環境 税第2期 督促状	中嶋 誠
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

<備考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日経過した時は、書類の送達があったものとみなされます。